

天皇の退位および即位の諸儀式・行事に関して

政教分離の原則を厳格に適用することを求める声明

内閣総理大臣 安倍晋三様

宮内庁長官 山本信一郎様

政府は2018年4月3日、天皇の代替わりに伴う儀式の基本方針を閣議決定しました。それによれば前例踏襲を基本とし、「^{けんじとうしょうけい}剣璽等承継の儀」、「^{そくいれいせいであん}即位礼正殿の儀」を国事行為、「^{だいじょうさい}大嘗祭」を公的行事とすることが決められています。

私たち日本キリスト改革派教会中部中会「8.15 平和集会出席者一同」は、下記の理由により、これら一連の儀式を国事行為または公的行事として行うことに反対の意思を表明いたします。

「退位礼正殿の儀」の翌日に行われる「^{けんじとうしょうけい}剣璽等承継の儀」は、新天皇が三種の神器のうち^{じんぎ}劍と璽（まが玉）を受け継ぐ儀式で、天照大神が孫の^{ニニギノミコト}瓊瓊杵尊に地上の支配権のしるしとして神器を授けたとする日本書記の神話に基づくものです。これらの神器は天皇の権威の源とされ、これを受け継ぐことによって地上の支配権を継承するとされています。

明仁天皇への代替わりにおける「^{けんじとうしょうけい}剣璽等承継の儀」の手続きは、現皇室典範には記載がなく、すべて「神権天皇制」（現人神）下における「旧皇室典範」による神道儀式に基づき戦前に倣って行われました。また神器に加えて、新たに天皇が公務で使う^{ぎよじ}御璽・^{こくじ}国璽の印章が承継物に加えられました。

こうしたことが踏襲されるならば、天皇の神格化に再び道を開くことになるばかりか、国と国民が天皇のものであり、その支配下にあるという誤った考えを国民に植え付けることとなります。

新天皇が国内外に即位を宣言する「^{けんじとうしょうけい}即位礼正殿の儀」も極めて宗教的色彩の強い儀式です。松の間正殿に据えられる「^{たかみくら}高御座」は、もともと天孫降臨神話に基づく天皇の玉座を指し、天皇が「天照大神の御座を^{うつづ}承け傳え」（「国体の本義」）という意味をもつものです。「高御座」という場に立つことで、天皇は「生き神」としての性格を帯びるとされます。また天皇は「高御座」という高い位置から「お言葉」を述べ、国内外に即位を宣言します。それに対して国民を代表する首相は、^{よごと}寿詞とよばれる天皇への服従の誓いの言葉を述べ、天皇を仰いで万歳三唱をします。こうしたことは国民の上位に天皇を置く行為であり、現憲法の主権在民という原則に合致しません。

即位後に行われる「大嘗祭」は、天皇が天照大神に国の安泰や五穀豊穰を感謝、祈念する儀式で、天皇が神と寝食を共にし、天皇霊という永遠性を帯びた霊を継承して神格化されるとする天孫降臨神話に基づいたものです。

政府は、大嘗祭は宗教性が強いことから国事行為とはせず、「極めて重要な伝統的皇位継承儀式で公的性格がある」行事として、費用を公費（宮廷費）から支出することを決めています。

前回の即位関連の儀式において、123億円もの巨額な費用が公費で賄われました。これら一連の宗教儀式を国事行為または公的行事として行うことは、憲法第20条第3項の政教分

離の原則、第 89 条の「公の財産等の宗教用途提供の制限」に反することは明らかです。

1990 年、各地で大嘗祭や即位の礼への国費支出を違憲とした提訴がなされました。その中で、大阪高裁は、「大嘗祭が神道儀式としての性格を有することは明白であり、これを公的な皇室行事として宮廷費をもって執行したことは、国家神道に対する助長、促進になるような行為として、政教分離規定に違反するのではないかという疑義は一概には否定できない」（即位の礼・大嘗祭国費支出差止等請求控訴事件 1995. 3. 9）と指摘しています。政府は司法のこのような意見を重く受けとめ、退位・即位に関する儀式から徹底して宗教的側面を排除し、予定されている一連の儀式において政教分離の原則が厳格に守られる形での代替わりを行うよう要請いたします。

安倍政権下においては健全な法律が歪められ、「戦争ができる国」へと向かわせる法律が次々と強行採決されてきました。愛国心を強要する「改正教育基本法」（2006 年）、国民の耳と口をふさぐ「特定秘密保護法」（2013 年）、「集団的自衛権の行使容認の閣議決定」（2014 年）、戦争法としての「安保法制」（2015 年）、監視社会をもたらす「共謀罪法」（2017 年）等はその最たるものであり、私たちは強まる国家主義を恐れます。

安倍首相の掲げる「美しい国」「戦後レジームからの脱却」とは、かつての「国体思想」の言い換えにすぎません。こうした政権のもとで天皇の代替わりが行われるならば、市民が神道を信じない自由、神道行事に参加しない自由は、ますます「日本の伝統・文化」の名のもとに制限される可能性が大きくなっていきます。

「国体思想」からの解放は、1945 年 7 月 26 日の「ポツダム宣言」の受諾をもって始まりました。そこには次のような決定的な言葉が記されています。「日本国政府は、日本国民の間における民主主義的傾向の復活強化に対する一切の障害を除去しなければならない。言論、宗教および思想の自由、ならびに基本的人権の尊重は、確立されなければならない」。

新憲法への改正も「ポツダム宣言」の線に沿って行われ、近代国家の知恵としての政教分離の原則が日本国憲法に明文化されました。この歴史的背景について、憲法尊重擁護義務を負っている安倍首相は深く思いをいたすべきです。かつて日本は、旧憲法下において祭政一致の国として、神権天皇制のもと、天皇を神として拝むことを日本国民だけでなくアジアの諸国民にも強要してきました。天皇の神格化によって、神の子孫である天皇を戴く国として他国に対して「優越感」を待ち、侵略戦争を正当化し、数々の残虐行為を行う国民が作りあげられました。首相は、先の戦争において、アジアの諸国民を皇民化教育、神社参拝の強制によって隷属化してきた負の歴史を深く省みるべきです。

今キリスト教会に生きる私たちも、かつて「天皇を現人神とする国家神道儀礼を拒絶しきれませんでした」「聖戦の名のもとに遂行された戦争の不当性、とりわけ隣人諸国とその兄弟教会への不当な侵害に警告する見張りの務めを果たし得ず、かえって戦争に協力する罪を犯し」たものです。（日本キリスト改革派教会創立 30 周年記念宣言序文）

それゆえ再び同じ過ちを自らにも隣人にも国家にも犯させてはならないとの決意をもって、代替わりに関する宗教的儀式に国が関わることに強く抗議し、反対します。

2018 年 8 月 3 日

日本キリスト改革派教会中部中会「8. 15 平和集会」出席者一同
日本キリスト改革派中部中会「世と教会に関する委員会」
委員長 漆崎英之